

誓 約 書

温泉法第14条の2第2項第2号から第4号までに該当しない者であることを誓約します。

〇〇 〇〇 印

温泉法抜粋

(温泉の採取の許可)

第十四条の二 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所ごとに、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。ただし、第十四条の五第一項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において採取する場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

一 (略)

二 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であるとき。

三 申請者が第十四条の九第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定により前項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。

四 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。